

6. 平成18年度犯罪被害者等施策関係予算等調

(単位：百万円)

施策・事業	平成17年度 当初予算額	平成18年度 当初予算額	対前年度 増△減額	施策・事業の概要
総計	8,903	9,021	118	
内閣府	306	291	△15	
【重点課題に係る具体的施策】				
[支援等のための体制整備への取組]				
1 都道府県担当者会議の開催	1	1	0	国と地方公共団体との密接な連携の下に犯罪被害者等施策の推進を図るため、都道府県担当者会議を開催する。
新2 各種相談機関の連携等の実態把握及び連携の在り方に関する検討経費	0	9	9	各種犯罪被害者等支援機関の連携の現状を把握し、犯罪被害者等のための最大限広く、効率的なネットワークの在り方について検討し、関係諸機関に提示する。
3 啓発資料等作成経費	5	5	0	各省庁が行う情報提供に加えて、犯罪被害者等のための施策全般について、広く国民への周知を図るためのパンフレットやポスターを作成する。
新4 犯罪被害者団体等との情報交換の実施	0	8	8	犯罪被害者団体等からのヒアリングを定期的で開催するとともに、犯罪被害者団体等が情報発信を行い、団体同士が交流の場として使用できるポータルサイトを創設する。
新5 犯罪被害者等に関する、類型別の継続的な実態調査経費	0	10	10	犯罪被害類型を3つのグループに分け、3年程度の周期でインタビュー調査の実施、集計、分析を追跡調査により継続的に行い、被害の現状及び改善状況等を把握する。
6 交通事故相談活動経費	257	140	△116	アドバイザーの派遣、事例研究会の開催等、地方公共団体の交通事故相談所における交通事故相談員の支援・育成を図る。
7 交通事故被害者サポート事業経費	25	27	2	交通事故被害者の精神的問題とその対応について、交通事故被害者に接する立場にある者の技能を向上させるとともに、交通事故被害者の自助グループに対する支援を行う。
8 配偶者からの暴力防止と被害者保護のための地方公共団体連携強化促進経費	19	19	0	配偶者暴力に関する相談担当者支援セミナー等の開催や、弁護士やカウンセラー等から成るアドバイザー・チームを育成・派遣し、配偶者暴力相談担当者をサポートする。
新9 配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査研究経費	0	5	5	配偶者からの暴力の被害者の心身の健康の回復及び自立支援に関する実態調査を実施する。

施策・事業	平成17年度 当初予算額	平成18年度 当初予算額	対前年度 増△減額	施策・事業の概要
10 NPO法人等の活動の促進	— 〔市民活動促進の内数 市民活動情報提供システムの構築の内数 312 の内数〕	— 〔市民活動促進の内数 市民活動情報提供システムの構築の内数 289 の内数〕	—	NPO（犯罪被害者支援組織を一部に含む。）の活動促進に向け、NPO法の施行体制整備やNPO実態調査の実施等を行う。また、全国のNPO法人等の情報を一元的に入手可能とする「NPO情報ポータルサイト」を構築するとともに、人材育成や先駆的なNPO活動等への総合的な支援を実施する。（当該施策はNPO全体に対するものであり、犯罪被害者支援組織に限定して行っているものではない。）
【国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組】				
新11 犯罪被害者等施策啓発中央・地方大会開催経費	0	19	19	犯罪被害者等を取り巻く社会全体におけるあらゆる構成員が集まる場を意図的につくり、基調講演等により効果的な啓発活動等を行うため、中央レベルでの「犯罪被害について考える国民の集い」や、全国各地での「犯罪被害者等施策地方会議」の開催等の事業を行う。
新12 犯罪被害者等に関する、類型別の継続的な実態調査経費（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	犯罪被害類型を3つのグループに分け、3年程度の周期でインタビュー調査の実施、集計、分析を追跡調査により継続的に行い、被害の現状及び改善状況等を把握する。
新13 犯罪被害者等施策研究調査経費	0	18	18	有識者を招いた講演会を開催する。 犯罪被害者等の置かれている状況等に関する国民の理解の現状についてアンケート調査形式で把握するとともに、民間団体の取組の好事例等を収集し、類型化を行う。
【推進体制】				
14 都道府県担当者会議の開催（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	国と地方公共団体との密接な連携の下に犯罪被害者等施策の推進を図るため、都道府県担当者会議を開催する。
新15 犯罪被害者団体等との情報交換の実施（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	犯罪被害者団体等からのヒアリングを定期的で開催するとともに、犯罪被害者団体等が情報発信を行い、団体同士が交流の場として使用できるポータルサイトを創設する。
新16 犯罪被害者等施策に係る重要事項の審議、施策の実施状況の検証・評価・監視等の経費	0	23	23	推進会議の所掌事務である、犯罪被害者等施策に係る重要事項の審議や、施策の実施状況の検証・評価・監視を適切に遂行するために、必要な情報収集等を実施するとともに、総合的な評価を実施する。
新17 犯罪被害者等施策年次報告の作成	0	8	8	犯罪被害者等基本法第10条に基づき、各年度に政府が講じた犯罪被害者等施策の概要を作成し、国会への報告を含め、幅広く公表する。

施策・事業	平成17年度 当初予算額	平成18年度 当初予算額	対前年度 増△減額	施策・事業の概要
警察庁	2,248	2,482	235	
【重点課題に係る具体的施策】				
[損害回復・経済的支援等への取組]				
1 損害賠償制度の概要等を 紹介した冊子・パンフ レット	5	5	0	刑事手続や法的救済措置等の概要や 被害者等に役立つ関係機関・団体の 連絡先等、被害者に必要な情報を早 期に提供するための手引や広報用パ ンフレットを作成・配布している。
(1) 「被害者の手引」の作 成・配布	1	1	0	
(2) 広報用パンフレット・ポ スター・リーフレットに よる被害者対策施策の周 知	4	4	0	
2 犯罪被害者等給付金	1,589	1,334	△255	通り魔殺人等の故意の犯罪行為によ り重大な被害を受けたにも拘わら ず、公的救済や損害賠償を受けるこ とができない被害者等に対し、国が 給付金を支給することにより、犯罪 被害等の精神的、経済的打撃の軽減 を図る。
(1) 犯罪被害者等給付金	1,561	1,303	△258	
(2) 犯罪被害給付制度裁定諸 経費	18	21	2	
(3) 犯罪被害給付事務処理シ ステムの運用	10	10	0	
新3 重傷病給付金の支給範囲 等の拡大	0	170	170	重傷病給付金の支給範囲の拡大及び 親族間犯罪の支給緩和を図る。
新4 性犯罪被害者に対する緊 急避妊等に要する経費	0	112	112	被害者本人が負担している被害後の 検査費用、緊急避妊に要する経費、 人工妊娠中絶に要する経費等につい て被害者の経済的、精神的負担の軽 減を図る。
5 司法解剖後の遺体搬送費 の改善	55	55	0	司法解剖後の遺体搬送について、遺 族の経済的、精神的負担の軽減を図 る。
6 司法解剖後の遺体修復に 要する経費	54	54	0	司法解剖による遺体の損傷による二 次的被害の防止のため、解剖による 切開痕等を目立たないように措置す る。
新7 身体犯被害者の刑事手続 における負担の軽減に要 する経費	0	43	43	被害に係る初診料、診断書料死体検 案書料の費用について予算措置し、 被害者等の精神的・経済的負担の軽 減を図る。
[精神的・身体的被害の回復・防止への取組]				
8 児童虐待を始めとする被 害少年に対する支援	105	105	0	被害少年や虐待を受けた児童が、再 び被害に遭うことを防止し、立直り を支援するため、少年補導職員等や 部外専門家等による心身の影響に配 慮した適切な指導・助言を行う。

施策・事業	平成17年度 当初予算額	平成18年度 当初予算額	対前年度 増△減額	施策・事業の概要
新9 法務省との間における出所情報の共有のためのシステム整備	0	— 〔 3 の内数 〕		子どもを対象とした暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省から提供を受けた出所情報をデータベース化し、一元的に管理するシステムを構築する。
10 再被害防止措置	1	1	0	被害者が、同じ加害者から再び危害を受けることを防止するため、警察庁において策定された「再被害防止要綱」に基づき、関連情報の収集、非常時の通報要領に関する防犯指導及び警戒措置を実施する。
11 保護対象の推進	117	167	50	暴力団員による被害者等へのお礼参りや証人威迫等に対し、検挙など迅速な対応を行うとともに被害者等の安全を確保するため、保護対象者警戒用資機材の配備や被害者等の安全が確認されるまでの間、身を隠すことができる住居の借上げ等を行う。
新 (1)保護対象者警戒資機材の整備	0	22	22	
(2)保護対象者居宅への警備用資機材借上げ等	114	114	0	
(3)保護対策用住居借上げ	4	32	29	
12 配偶者からの暴力事案の被害者の安全確保	1	1	0	配偶者からの暴力事案については、加害者に対する指導警告、被害者に対する自衛措置の教示等の援助、パトロールの強化及び保護命令違反の検挙等を推進している。
新13 児童虐待等の被害から少年を守るための被害抑止対策の充実強化	0	14	14	児童虐待等の児童を被害とする事案については、児童の特性に配慮した取組の充実が求められるところ、部外有識者から成る研究会を設置して、被害抑止対策の観点から事例検証を行い、児童虐待等の被害から少年を守るための対策を推進する。
14 被害者等に対する精神科医による支援	6	6	0	被害者の精神的打撃が大きく、供述等に支障がある場合に、部外の精神科医による治療を施すことにより、適正捜査を推進するとともに、被害者の精神的被害の回復・軽減を図る。
15 職員等に対する研修の充実等	11	11	△1	採用時における被害者対策等の教養を実施し、採用後もカウンセリング技術や関係法令の研修等を実施している。
(1)警察職員に対する研修(カウンセリング担当者専科)	2	2	0	
(2)被害類型別教養ビデオの制作	6	6	0	
(3)全国被害者対策担当課長会議等	3	3	△1	